

高松市テニス協会会則

第Ⅰ章 総則

第1条(名称) この協会は、高松市テニス協会という。(以下協会と略称)

第2条(目的) 本協会は高松市におけるテニスの普及、発達並びに、各テニス愛好団体相互の親善に力を尽くし、市民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第3条(事業) 本協会は、前条の目的達成のために次の事業をおこなう。

- (1) テニス大会、講習会等テニスに関する各種行事を開催すること。
- (2) テニスの普及、宣伝活動を行うこと。
- (3) その他、本協会の目的達成に必要と思われる事業を開催すること。

第4条(組織) 本協会に登録する次に掲げるものにより組織する。

- (1) 市内のテニスクラブまたは同好会
- (2) 本協会の目的に賛同する団体

第5条(事務局) 本協会の事務局は理事長宅におく。

第Ⅱ章 役員

第6条(役員) 本協会は次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名
理事長	1名	副理事長	若干名
理事	若干名	監事	2名以内

第7条(役員を選出) 会長、副会長、理事及び監事は理事会の案に基き、代表者会において選出する。

第8条(役員の職務)

1. 会長 本協会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
3. 理事長 理事会における会務を掌理する。
4. 副理事長 理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、職務を代行する。
5. 理事 理事会を構成し、代表者会に付議せられるべき事項等の会務を処理する。
6. 監事 会計を監査する。

第9条(役員の任期) 本協会役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第10条(代表者) 代表者は各加盟団体から1名選出せられる。

代表者は所属する加盟団体を代表して本協会の代表者会に出席し、その決議権を行使することができる。

第11条(顧問) 本協会に顧問をおくことができる。

- (1) 顧問は、本市のテニスの発展向上に功労し、または棋界の権威であるものを、代表者会の決議により会長が委嘱する。
- (2) 顧問は、会長の諮問に応じる。

第三章 会議

第12条(会議の区分) 会議は、代表者会、理事会とする。

第13条(代表者会の権限) 代表者会は本協会の最高決議機関として、次の事項を決議する。

1. 予算及び決算
2. 事業計画
3. 会則の改正
4. その他重要事項

第14条(代表者の招集) 本協会の定時代表者会は、毎年4月末日までに会長が招集する。

理事会がその必要を認めるとき、または代表者構成員の総数の2分の1以上の者から要求せられたときは、会長は遅滞なく臨時代表者会を開かなければならない。

第15条(代表者の決議) 代表者会は構成員総数の2分の1(委任状を含む)以上の出席で成立し、出席者構成員の過半数で決議することができる。

第16条(理事会)

1. 理事会は第6条に定める役員(監事を除く)を以て構成し、会長がこれを招集する。
2. 理事会は構成員の過半数によって成立し、出席構成員の過半数で決議する。
3. 理事会は次の事項を決議する。
 - (1)代表者会による委任事項
 - (2)代表者会に付議せられるべき事項
 - (3)事務局の設置及び事務局責任者、会計責任者の選任
 - (4)その他本協会の運営に関する事項

第四章 会計

第17条(経費) 本協会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1)年会費及び登録料
- (2)大会参加料
- (3)補助金、寄付金等

第18条(諸費の決定) 年会費、登録料、大会参加料は代表者会で定める。

第19条(会計年度) 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第五章 補則

第20条(会則の改正の決議) 会則の改正については、代表者構成員の総数3分の2(委任状を含む)以上の出席による代表者会において出席者構成員の過半数の承認を必要とする。

第21条(加盟及び脱会) 本協会に加盟及び脱会しようとするものは、加盟申請書及び脱会届書を事務局に提出する。加盟の承認に関しては理事会において行う。

第22条(資格の喪失) 本協会会則に違反するかまたは本協会の体面を毀損する行為があったときは、理事会の決議により除名することができる。

第23条 この会則の施行に必要な事項は、代表者会において別に定める。

第24条(施行期日) この会則は昭和48年1月1日から施行する。

附則

本協会は香川県テニス協会に加盟する。

昭和48年1月1日(制定)

昭和53年1月1日(一部改正)

昭和58年4月1日(改正)

昭和63年4月1日(改正)

平成21年4月1日(改正)